

愛知県公文書館だより

目次

企画展関連資料写真	1	「旧名古屋税務監督局所蔵史料」と	
令和七年度企画展概要紹介	2、3	「愛知県庁文書」	6
令和七年度歴史資料講演会	4	公文書館のお仕事紹介	7
『愛知県史』等の販売について	4	インターンシップ研修生体験記	7
公文書資料紹介	5	レファレンスコーナー	8
公文書館デジタル資料紹介	6	利用案内・編集後記	8



『初学古状揃大全』（個人蔵）



三田家の書物箱と書物類（個人蔵）



『牧民忠告解』（個人蔵）

令和七年度企画展 概要紹介

江戸時代の本屋さんと読書 ― 地域に広がる書物文化 ―

令和七年十月一日(水) ～ 十一月二十八日(金)

現代に生きる私たちにとって、読書を楽しむ、また本から知識を得ることは当たり前のことになっていきます。庶民が書物を手にするようになったのは江戸時代以降といわれています。

本年度の企画展では、「近世の出版文化」をテーマに、江戸時代に書物などのように広まり、社会にどのような影響を与えたのか、その歴史をたどるとともに、尾張・三河の本屋の活動と、この地域で積極的に書物を収集した人々を所蔵資料等により紹介しました。

一 江戸時代の本屋さんのはじまり

安土桃山時代に活字を組んで印刷する「活版印刷」の技術が海外から持ち込まれ、それまでの「整版印刷(一枚板に文字などを彫って印刷する技術)」より低コストで書物が出版できるようになります。そして江戸時代に入ると、多くの書物が出版され、市場に流通するようになります。もつと書物を読みたいという需要の増大

により、版木の作成と保管にコストはかかるものの、大量の印刷が可能な「整版印刷」が再び主流となり、商業出版が成立しました。また、版木を持つことが出版する権利につながる「版權(板株)」意識の形成も「整版印刷」に再転換した背景にありました。

江戸時代の本屋は、古くから書物を作る技術を持っていた「京都」、京都で作られた「お堅い」本とは対照的に娯楽色の強い本を主力とした「大坂」、武士階級や庶民のニーズに応えた本を出版した「江戸」の「三都」で発展していきます。そして三都の本屋は、同業者の組合である「仲間」で書物の内容を吟味した上で幕府から許可を得て出版し、流通させていくというシステムをつくりあげました。

二 花開く尾張・三河の出版文化

名古屋には、十七世紀後半に営業を始めた風月堂などの本屋があり、風月堂は松尾芭蕉が店を訪ねたというエピソードがあり、のちに

出版された『尾張名所図会』にも描かれています(左図)。



『尾張名所図会』(部分、当館蔵)

十八世紀半ば以降、寛政の改革や尾張藩九代藩主徳川宗睦(むねちか)による藩政改革の影響で、尾張藩士たちの間で学問ブームが起こり、名古屋の本屋は大きく発展しました。また、江戸時代の終わり頃になると、三河でも本屋が営業していることが確認できます。

名古屋の代表的な本屋の経営者の一人に、永楽屋東四郎がいます。特に二代目は、江戸の葛屋重三郎と提携したり、江戸への出店を目指すなど、永楽屋を大きく成長させた「やり手」の経営者でした。

寛政から文化、文政の頃(一七八九～一八三〇)にかけて、本居宣長・十返舎一九・葛飾北斎といった著名人が名古屋を訪ねます。この訪問にあたって、永楽屋は本居宣長の著書を出版したり、葛飾北斎が達磨絵を描くイベントをプロデュースした

りするなど、名古屋の文化を盛り上げました。

三 誰もが書物を手にできる時代

書物の流通が増え、庶民も手にすることができるようになりました。それでも書物は高価なため、欲しくてもすべてを購入できるわけではありませんでした。

書物を安く入手する方法の一つに、貸本屋から安い料金で本を借りる、という方法がありました。名古屋には、大野屋惣八(大惣)という大きな貸本屋があり、読者のニーズに応える本を集めていました。

また、書物を書き写す「写本」という行為は、古くから用いられた方法ですが、商業出版が広がっても行われていました。左の写真は、本居宣長



『玉匣』(個人蔵)

の著作『玉匣(たまくしげ)』の写本です。巻末には、丹羽郡和田勝佐村(現江南市)の大脇政太郎が十七歳で書き写した旨が記されています。写本には、このように書き写した人が記録を残すことがしばしばあります。どの本を参考にしたのか、誰から本を借りたのか、その写本の成立を調べる際には重要な手がかりになります。

江戸時代の人々は、一過性の内容のものや娯楽性の強いものは借りて読み、中々手に入りにくいものは仲間内で書き写す、といったように工夫しながら書物を手に入れていました。現代の私たちも、友人から本を借りたり、図書館で必要な部分をコピーしたり、電子書籍で済ませたりします。本に対する価値観は変化しているかもしれませんが、本を入手する時の感覚は、変わっていない部分があるのかもしれない。

四 書物を集めた人々

江戸時代も後期になると、江戸幕府を中心とした支配体制に次第に結びがみられるようになっていきます。社会が目まぐるしく変化していく中で、村の指導者層の中には、多くの書物を収集することで、自らの学問に役立てたり、地域社会に貢献しようとする人々がいました。

表紙下段左側の写真は知多郡東阿

野村(現豊明市)で代々医業を営んでいた三田(さんだ)家に残された書物箱と書物類です。医者の家らしく医学書が中心に残っていました。

また、三田家には『牧民忠告解』(表紙写真下段右)という書物が残されています。これは、尾張藩の援助により出版された書物です。支配者側もまた、支配を安定させるため、書物の力で民衆を教化しようと努めていたのです。

海西郡荷之上村(現弥富市)の服部家では、何代にもわたり、多くの書物が収集されてきました。八代目の凱(たのし)は、それまでに集められた書物を整理し、「蔵書目録」を作成します。また、自らも多様なジャンルの書物を収集し、書物の購入先などを列記した「購書録」を作成しました。また、凱は息子の教育にも熱心で、息子に読書の記録を付けさせています。

渥美郡羽田村(現豊橋市)の羽田八幡宮の神職だった羽田野敬雄(はだのたかお)は、自らの学問を深めるため、多くの書物を収集していました。やがてこの地域の町人などが中心となり、羽田八幡宮に文庫が創設され、羽田野の蔵書を始め多くの書物が集められました。羽田八幡宮文庫は書物の貸出しも行い、さらに文庫が出版した書物を無償配布するなど、地域に貢献する活動を行いました。

企画展こぼれ話

第一章は、導入として江戸時代の出版文化について触れました。版木のイメージをもっていたきたかったので、版木の実物や摺物を展示しました。また、展示した三都の本屋の出版物である『十八史略』や『庭訓往来』は、残存も多くありふれた書物です。需要があるからこそ、多くの本屋が出版し続けた書物の代表的な例として展示しました。

第二章は、永楽屋が出版した往来物(寺子屋の教科書)である『初学古状揃大全』(表紙上段)をはじめ、名古屋の本屋が出版した書物を展示しました。学問のための書物だけでなく、暦や三河の本屋から出された狂俳集など、ジャンルにこだわらず展示しました。

第三章は、写本のほかにも、書物が広く流通していたことを示すものとして、葛屋重三郎が出版した書物や、大惚の印が押された書物などを展示しました。

第四章は、これまでの本屋の話から転換し、読者に光をあてました。

三田家の書物のクリーニング作業を行った時、イチヨウなどの葉がたぐさん出てきました。最初は紛れ込んだのかと思いましたが、防虫のために意図的に書物に挟んでいたということがわかり、当時の書物の保存

に対する意識がわかるものとして書物箱と一緒に展示しました。ほかに、服部家の蔵書目録や読書の記録、羽田八幡宮から出版された書物などを展示しました。本企画展では、インタースリップ生にお気に入りの資料を選んでもらい、紹介するパネルを作成するなど、来館者の方に展示を楽しんでいただくための工夫をしてみました。御覧になられた方が、少しでもクッスと笑っていただける場面があったならば幸いです。



展示室の様子

歴史資料講演会

「書物のちから―書物は社会をどう変えたのか―」

隔年で開催している歴史資料講演会、本年度は、十月四日(土)に、愛知県女性総合センター(ウイルあいち)大会議室で、書物をテーマにして

開催しました。当日は雨にもかかわらず、県内外から一〇〇名を超える方に御来場いただきました。

「書物は日本近世社会をいかに変えたのか」

若尾 政希氏(一橋大学名誉教授、人間文化研究機構理事)

今は古書店などで江戸時代の版本を入手することができ、そのことはありがたいことであるが、史料消失の危機でもある、と若尾氏は警鐘を鳴らします。

手書きの文書が一次史料として扱

われる一方、書籍は整理の対象とされておらず、散逸につながりました。それが、一九九〇年代半ばを転換点に見直され、書物も研究対象となる

ようになります。

日本では、



若尾氏の講演の様子

十六世紀半ばから十七世紀初めにかけて村々で文字を使いこなせる人が出てき

ます。こうした文字教育を受けた農民の存在が、文字利用を前提とした村請制につながりました。近世初期から文字を利用した社会、文書を効率的に利用した社会に入っていたと氏は述べます。これにあわせて本屋が登場し、営利出版が成立したことで、いわゆる古典が広く読まれるようになります。出版の概況や「書物を史料にする」研究手法、さらに当館の企画展の展示史料を用いて名古屋の本屋の動向について紹介した後、書物が社会に及ぼした影響として、思想面における「家」「天地の子」といった意識形成や、支配者が行うべき仁政の民間による代行に、書物が深く関わっていたことを、事例をあげて説明されました。

「渡辺政香、岩瀬文庫、奇書『視聴実記』」

塩村 耕氏(名古屋大学名誉教授)

西尾市岩瀬文庫で所蔵資料のデータベース作成に長年尽力されてきた塩村氏は、まず文庫創設者の岩瀬弥助がどのようにして図書を集めたのかを、新たに発見された資料をもとに説明されました。そこからは三河地域の人々とのつながりもみえてきました。

次に、寺津八幡社の神主・渡辺政香に触れ、八幡社の蔵書が岩瀬文庫に引き継がれていることなどから、文庫のルーツは寺津八幡社文庫にあると氏は述べます。

最後に、渡辺政香の旧蔵書にある記述に端を発し、『視聴実記』にたどり着いた氏は、日常生活の中で見聞きした様々な出来事を記録している同書の面白さを紹介されました。そして、その編著者が尾張藩士の朝日重章であることがわかったと述べられました。



塩村氏の講演の様子

※講演会の抄録は令和九年三月刊行予定の「愛知県公文書館研究紀要」第三号に掲載予定です。

『愛知県史』

『愛知県史研究』

『愛知県史民俗調査報告書』

を販売しています

【直接購入】

公文書館閲覧室受付で販売しています。

【配送による購入】

郵便はがき、ファックス、Eメールのいずれかの方法で、

- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 氏名(フリガナ)
- ・ 電話番号
- ・ 購入希望の書名・冊数
- ・ 配送購入希望

を明記し、お申し込みください。

※代金前納、送料は購入者負担です。

なお、愛知県公文書館のWebサイトで『愛知県史』等の内容・購入方法等について御案内しています。

※完売した巻もありますので、販売状況はWebサイトで御確認いただくか、Eメール・電話で公文書館までお問い合わせください。

公文書資料紹介

当館では、様々な内容の公文書を所蔵しています。今回はその一例として、愛知県が制定する条例等の原本である「条例原本」「規則原本」「訓令原本」を紹介いたします。

「条例」などと聞くと、堅苦しいイメージがあるかもしれませんが、資料を開いてみると、実に多彩な内容が含まれていることがわかります。

【条例・規則】

「条例」は、地方公共団体がその管理する事務に関し法令の範囲内で議会の議決によって制定するもの、「規則」は知事等地方公共団体の長がその権限に属する事務に関して制定するものです。例えば、愛知県の本庁組織は現在〇〇局△△部□□課（「部」はないところもあります）と表記されますが、これらの課室名や職制は条例や規則で定められています。

「局」の設置については、「愛知県局設置条例」（平成三十一年条例第七号）によって定められています。これ以前は「部局設置条例」（平成十一年条例第四十八号）、さらに前は「愛知県部制条例」（昭和二十七年条例第三十七号）へと遡ることができます。

「課」の設置については、「愛知県行政組織規則」（昭和三十九年規則第

二十一号）によって定められ、他にも地方機関の名称や職制は同規則及び「愛知県行政機関設置条例」（昭和三十九年条例第四十五号（平成十三年条例第五十二号により全部改正））によって規定されています。

なお、教育委員会など各種行政委員会は、それぞれが法律に基づき設置されているもので本庁組織とは異なる独立性の高い組織です。愛知県の組織にはどのようなところがあったりどのような業務を行うのか、条例や規則によって細かく定められていることがわかります。また、改正の軌跡をたどることで、課室等の変遷を探ることもできます。

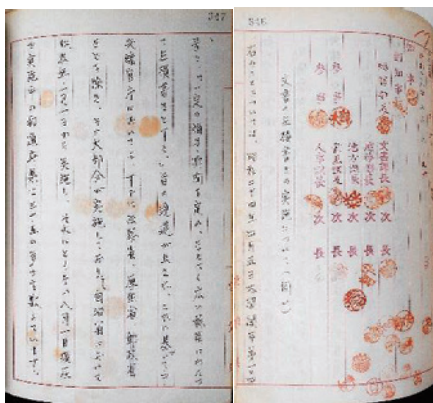
本年度開業した愛知国際アリーナ（IGアリーナ）も、条例によって規定されています。昭和三十九年十月三日に開業した愛知県体育館は、当初「愛知県レクリエーション施設条例」（昭和三十九年条例第十六号）に含められる施設として、管理・運営の規則も定められていました。その後、「愛知県体育施設及び社会教育施設条例」（昭和四十六年条例第六号）に含められる施設として、本庁から教育委員会の管理へと変わり、規則等は廃止されました。そして平成三十一年になって、教育委員会の業務のうちスポーツに関するものが再び本庁の業務とされたため、「愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例」（平

成三十一年条例第三号により、「愛知県体育施設及び社会教育施設条例」を題名改正）に含められる施設とされました。同条例の令和四年の改正時「愛知県新体育館」の項目が追加され、そして令和七年の改正により「愛知県新体育館」が「愛知国際アリーナ」と変わり、「愛知県体育館」の名は消滅しました。このように、条例を読み解くことによって施設の移り変わりをすることもできます。

【訓令】

「訓令」は、条例等の解釈や事務の方針について下す命令のことです。愛知県が管理する文書について、その様式変更に関する訓令を「訓令原本」から二つ御紹介いたします。

一つは、「文書の左横書きの実施に関する訓令」（昭和三十五年訓令第十七号）です。明治の愛知県成立時から、公文書は縦書きでしたが、戦後、「公用文作成の基準について」（昭和



訓令の伺い文（一部）

二十四年四月五日 内閣閣甲第四百号）により「一定の猶予期間を定め、なるべく広い範囲にわたって横書きとする」という国からの指示が出されました。これを受けて自治省（現在の総務省）が文字の左横書きを実施した昭和三十五年に至り、愛知県でも昭和三十六年一月一日から左横書きが実施されることになりました。

もう一つは、「公文書式及び諸様式の一部改正」（平成五年訓令第一号）です。この訓令により、従来B5判であった起案文書等の様式がA4判に変更されました。B判は、美濃紙を基にした規格で日本独自のものであったため、国際基準に合わせる等の理由から、平成五年四月一日よりA判用紙を用いることになりました。

縦書きから左横書きへの移行に際しては、両方が混じる場合は背中合わせに裏綴りする、B判からA判への移行に際しては、旧様式の内紙も自分の間使用できる、など経過措置が設けられました。転換期の文書も含め、前後の時期の文書を見比べることが出来ます。

なお、当館で公開している公文書は、完結から三〇年を経過したのみです。今回取り上げた条例等のうち、新しいものについては公報等で確認していただけます。

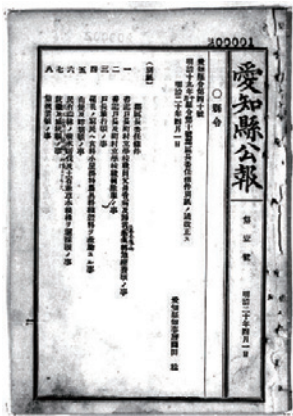
公文書館
デジタル資料紹介

原本保護のため、当館では所蔵資料のデジタル化を進めています。

ここでは、本年度新たに公開したデジタル資料の中から、二点紹介します。

【愛知県公報】

県の行政を周知させる機関誌として、明治二十(一八八七)年四月一日に創刊され、令和七年九月末時点で、発行号数は一万五〇〇〇号を超えました。



愛知県公報 第1号

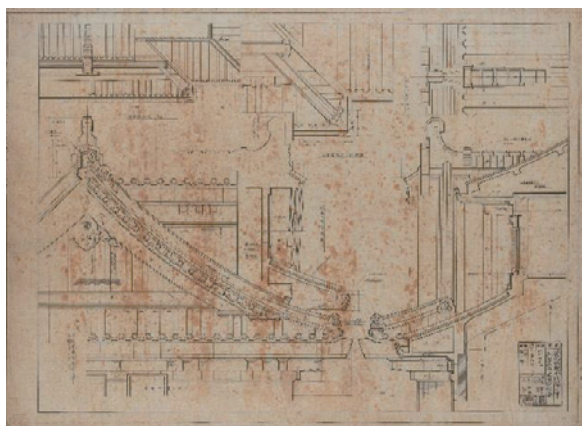
そのうち、明治二十年の第一号から明治四十五年七月まで、平成十二年四月から平成三十一年四月まで、令和元年五月から令和六年十二月までをデジタル化し、令和七年九月より館内のパソコンで公開しています。デジタル化した公報は、年代から探すことができるほか、題名からの検索も可能となり、より便利に見やすくなりました。

【愛知県庁舎改築工事図面】

現在の本庁舎が建設された時の工事図面で、主として、縦七三cm、横一〇三cmの大判サイズの図面です。本年度、全部で二四八枚ある原図のうち、三〇枚をデジタル化し、館内のパソコンで公開しています。

起工から約二年、当時の金額で約三〇〇万円の総工費をかけて完成した新庁舎は、「吾国古代御殿屋根を冠する城郭の様式」であると記されています(『愛知県庁舎新築落成記念』全国土木建築事業部制作)。

このような特徴のある屋根の詳細図では、寸法、材質などのほか、装飾部分には「原寸図ニヨリ模型作成ノ上、決定」という記載もあり、当時の設計の様子を窺い知ることができま



正面中央部屋根詳細図

「旧名古屋税務監督局所蔵史料」と「愛知県庁文書」

愛知県は、昭和十三(一九三八)年の本庁舎建て替え計画を機に、戦前に作成された県庁文書の大量廃棄を企図し、文書の一部を尾張徳川黎明会(現公益財団法人徳川黎明会)に譲渡(下付)しています。譲渡された文書のうち現存するものは、徳川林政史研究所、国文学研究資料館、水産研究所・教育機構図書資料館が所蔵しており、当館はそれらの複製本を作成して利用に供しています。

徳川林政史研究所が所蔵する「愛知県庁文書」は、同研究所の目録では、「旧名古屋税務監督局所蔵史料」の一部(請求番号がX70で始まるもの)となっています。これ以外に、愛知県で作成された明治二十(一八八七)年頃までの文書も含まれています。

なぜ、愛知県で作成された文書が国の組織である名古屋税務監督局の所蔵史料の中に含まれていたのでしょうか。

府県が成立すると、国税は各府県

の収税部が徴収していました。そのため、愛知県収税部が検地帳(土地台帳)など県成立以前の国税に関する資料を引き継ぎ、県成立以降の国税徴収事務に関する文書を作成・保管しました。

明治二十九年に府県収税部は税務管理局へ再編・統合され、同三十五年に税務管理局は税務監督局へ改組されます。この過程で愛知県収税部に保管されていた国税に関する文書は、名古屋税務監督局に引き継がれたと思われま

昭和七年に所三男氏(後の徳川林政史研究所所長)が名古屋税務監督局の倉庫で行った調査を経て、愛知県内の国税に関する文書(愛知県外のものも含む)は、尾張徳川黎明会に譲渡されました。これが「旧名古屋税務監督局所蔵史料」です。

所氏は同時期に愛知県庁で県庁文書の調査を行い、文書の同会への譲渡に関与しました。その後、太平洋戦争の激化に伴う疎開による文書の移動などを背景として、「旧名古屋税務監督局所蔵史料」の中に「愛知県庁文書」が混在することになったと考えられます。

公文書館のお仕事紹介 (選別から公開まで)

公文書を当館の所蔵資料として登録し、公開するまでには様々な作業があります。

【選別・燻蒸(くんじょう)】

公文書の選別とは、県職員が業務上作成した文書の中から、歴史的価値があるものを選ぶことを指します。保存期間(主に三〇、一〇、五、三、一年)を満了した文書で、所属部署が業務で使用しなくなり廃棄すると決めたものを、保存期間が満了する年(一〜三月頃)に、当館の選別基準に照らし合わせながら選別会議を開き選別しています。

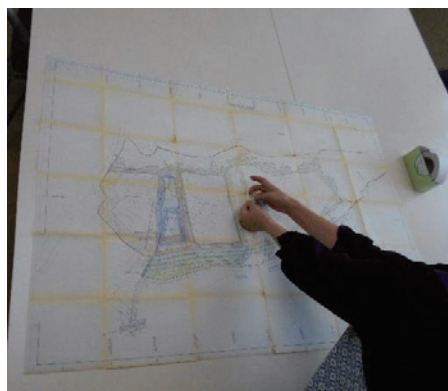
選別した文書は当館に運び込まれた後、段ボールに詰めて燻蒸業者に引き渡します。燻蒸とは、薬剤ガスで害虫等を駆除する方法で、文書を書庫に収める前に行う重要な作業です。燻蒸後は登録番号を付与して修復作業を始めます。

【修復・公開】

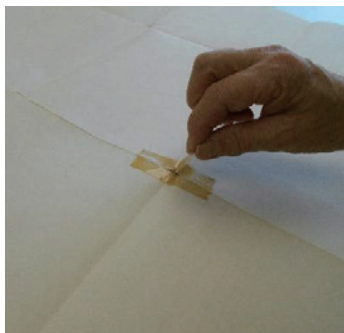
修復は、紙を傷めるおそれのあるセロハンテープや金属等を除去し、破れている箇所は修復テープで補修します。公文書には書類だけでなく地図や写真が綴じてあることもあり修復対象は多岐にわたります。

これらの作業を終えてから目録デ

ータを整理した上で公開を始めます。



破れた地図を修復する様子



セロハンテープを剥がしている様子

修復担当者の声

劣化した地図等は慎重に開きます。破れやすい折り目を中心に補修が必要な場所をしっかりとチェックします。

セロハンテープが貼られていた場所は粘着力が残っている部分があるので、紙が破れないよう剥がす丁寧さが求められます。

インターンシップ研修生 体験記

本年度は、八月最終週と九月第一週の二回、合計八名の学生の方がインターンシップ研修に参加しました。歴史、中でも公文書や古文書等に関心のある学生たちが、公文書館の様々な業務を体験しました。

【研修生の感想】

○古文書の写真撮影が印象に残った。Web上で広く公開する上で、注意することがとても多かった。デジタル化といっても容易ではなく、大変さが伴う作業であることを実感した。

○古文書をPDF化するための写真撮影を体験した。撮影の手順やページごとの位置など注意すべき点がいくつもあり、資料の保存、活用において重要な業務であると実感した。

○簿冊修復実習では金属物を取り除き、修復テープを用いた修理を体験した。意外な物が資料を傷めると知り、保存の為に様々な配慮がされている点が印象に残った。

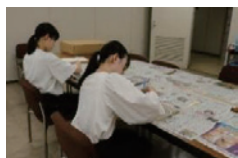
○簿冊整理を通して、虫やカビから資料を守る工夫や、文書を丁寧に扱う大切さを学んだ。職員の適切な管理により地域の記録が支えられていることを実感した。

○公文書簿冊整理を行った。行政文書に触れる機会は滅多にないので印象に残っている。一人では大変な大量の簿冊の移動も、皆で協力することで容易に成せると実感した。

○企画展用のキャプションを作成した。実物の資料に触れ、資料についての解説を受けながらその見どころをまとめた。作成を通じ展覧会にかかる準備の大変さを知ることができた。

○古文書の整理作業が印象に残っている。古文書を一枚一枚広げ、資料番号をつけていくという一見単純な作業にも、細心の注意が必要であると実感した。

○古文書のクリーニング作業を体験し、虫食い穴やとじ紐のほつれを見て、保存状態の重要さを知った。また、江戸期の本に触れる得難い体験をし、貴重な資料を肌で感じられた。



上：古文書クリーニング
中：報告書整理の様子
下：地籍図整理の様子

レファレンスコーナー

Q. 現在、愛知県にどんな学校があるのか、分かる資料はありますか？

A. 当館の所蔵資料には、愛知県内の全ての小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の学校の学級数や生徒数、住所等が載った「愛知県学校一覧」があります。

高等学校については、それぞれの公立高等学校(名古屋市立を除く)が作成した資料を所蔵しています。教育課程や指導計画等が載った「学校経営案」や、写真等を使用して分かりやすく学校を紹介した「学校案内」があります。

また、特別支援学校についても公立学校(名古屋市立を除く)が作成した「学校経営案」や、特別支援学校の一覧や在籍者数などが載った「愛知の特別支援教育」、「愛知県特別支援教育資料」を所蔵しています。

他にも、学校や生徒に関する統計が載った「あいちの教育統計」、県公立高等学校の入学選抜や県公立学校の教員採用の試験問題などの資料も見ることができます。

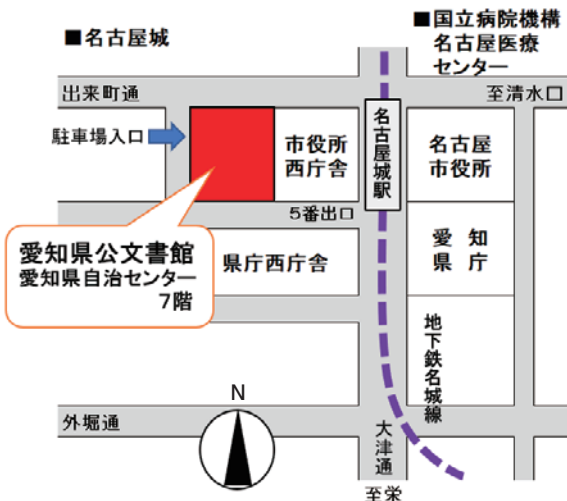
これらの資料は、毎年作成されており、当館では最近の資料だけでなく、過去の資料も見ることができます。

利 用 案 内

◆開館時間 午前9時～午後5時
(閲覧請求は午後4時30分まで)

◆休館日 土曜日・日曜日・祝休日
年末年始(12月28日～1月4日)
整理期間(春季10日以内)

- ◆利用方法
 - ・資料の閲覧は無料です。
 - ・閲覧までに日数をいただく資料があります。
 - ・資料の複写にも応じています。
(一部複写できない資料があります。)
 - ・資料の貸出しは行っておりません。
 - ・館内での電話・飲食はお控えください。



地下鉄名城線「名古屋城」下車 5番出口 徒歩1分
市バス・名鉄バス(基幹バス)「市役所」下車 徒歩3分
名鉄瀬戸線「東大手」下車 徒歩7分

所在地 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター7階

電話 052-954-6025 FAX 052-954-6902

E-mail kobunshokan@pref.aichi.lg.jp

URL https://kobunshokan.pref.aichi.jp/



編集後記

▽ この夏も昨年を超える記録的な暑さとなりました。六月から猛暑日が出現し、名古屋の猛暑日は五二回と過去最多を記録しました。そんな中でも多くの方々が来館されました。

▽ 本年度の企画展は、大河ドラマにちなみ、名古屋の本屋さんや尾張・三河の書物文化をとりあげました。実物の書物や版木等を見ることができ興味深かった、江戸時代の書物文化に興味をもったといった感想が多く寄せられました。また歴史資料講演会も好評で多くの方々足を運んでいただきました。

▽ 貴重な資料を適切に管理・保存して次の世代に伝えていくと同時に、来館者に気持ちよく利用していただくことも当館の大切な役割です。期待に応えられる公文書館であり続けるため、職員一同引き続き努めてまいります。

愛知県公文書館だより 第三十号

令和八(二〇二六)年一月三十日

編集発行 愛知県公文書館